令和８年度　いじめ対応フロー図　　岐阜県立池田高等学校

いじめ（と疑われる）事案の発生　（アンケート調査等を含む）

↓ 早期発見

生徒・教師・保護者・地域住民　等

↓ 通報　← 記録開始 5W1H

担任・学年・部活動顧問・教科担任・養護教諭・教育相談コーディネーター　等

↓ 全て報告

★情報の確認・集約
いじめ担当者
生徒指導主事

→ 全て報告 → 管理職
校長・教頭

いじめの認知
事実関係の把握
対応方針の決定
いじめの有無の判断
等

【いじめ防止対策委員会】
（学校いじめ対策組織）［法 22 条］

管理職（校長・教頭）

※　**必要に応じて【池田高等学校いじめ防止対策委員会】**

生徒指導主事・関係年次主任・関係学級担任・教育相談コーディネーター・養護教諭・校内生活指導学年担当　等

（必要に応じて）
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者　など

↔ 支援 / 全て報告

教育委員会
学校安全課

地域担当
生徒指導主事

↔ 連携

【関係機関】
・揖斐警察署
Tel(0585)23-0110
・子ども相談センター
Tel(0584)78-4838
・法務局
Tel(0570)003-110
・該当市役所・役場

↓

組織的対応
情報共有

【（緊急）職員会議　】

事案内容を全教職員に報告、周知
指導方針・役割分担等を全教職員で共通理解
いじめ問題克服に向けて全教職員で適切かつ迅速に対処

← 事案に応じて、校内メールでの情報共有

↓

継続的な支援及び指導
いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言